

浜松市立砂丘小学校 いじめ防止等のための基本的な方針

はじめに

いじめは、決して許されない、卑劣な行為です。いじめは、命の尊厳、人権に関わる重大な問題です。しかし、現実には、いじめが社会問題として大きく取り上げられ、また、実際に起きていることに、社会全体が悲痛な思いをしています。

子供たちをいじめから守るために、私たち教職員は、「いじめは、どの子供にも、どこにも起こりうる」ということを常に意識して、それぞれの役割や責任を果たしていきます。また、いじめ根絶に向けて、学校、家庭、地域が一体となって取り組んでいく必要があります。大人全員が、「いじめは絶対に許されない、許さない」という毅然とした態度で、いじめに対していかなければいけません。

それと同時に、学校を、誰もが安心して生活でき、温かな人との関わりの中で、子供たちがお互いのよさを認め合うことができるような場にしていきます。その中で、子供たち一人一人が、自分のよさや可能性を認識し、伸ばすことができると考えます。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月施行）及び「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめ防止等の対策を総合的かつ組織的に推進するために、「砂丘小いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しました。この方針に沿って、学校と家庭、地域が一体となって、いじめの防止、根絶に取り組みます。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「学校に在籍する児童又は生徒（以下、「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。 【いじめ防止対策推進法 第2条】

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・ 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

一つ一つの行為が、いじめかどうかの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、その子の周りの状況等を客観的に確認することも必要です。

2 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら、被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団において規律が守られなかったり、問題を隠すような雰囲気があったりする場合があります。「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめは絶対許さない」という雰囲気をつくり出すことが重要です。

3 基本的な考え方

いじめについては、すべての子供を対象とした対応が求められます。いじめが起きているとき、被害者が傷ついているだけでなく、加害者も、周囲にいる人々も傷ついています。また、加害者と被害者が入れ替わってしまうこともあります。

いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。また、あれている雰囲気の集団や、お互いに対する関心が薄く活気が感じられない集団などでは、いじめに気付くことができない場合も生じます。

いじめの未然防止には、学校と家庭、地域が一体となって、いじめが起こらない人間関係をつくり上げていくことが求められます。社会全体で、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめに向かわない子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校と家庭、地域が連携して子供の成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早く解消に向けて取り組んでいきます。

(1) いじめの未然防止

子供は、学校や家庭、地域の様々な集団の中で、人との共感的な関わりを通して自他

理解を深め、よりよい人間関係を築いていきます。この過程において、自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を身に付け、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながります。

周りの大人が温かく見守る中で、子供は様々な経験を積み重ね、やさしさや厳しさを学び、たくましく成長していきます。健やかでたくましい心を育むには、学校と家庭、地域が連携して、子供自身の自立を目指すことが大切です。そのために、次のことに取り組みます。

- ・ 学校は、子供と教職員との信頼関係を大切にし、子供同士の温かく優しい人間関係を築き、安心して自分を表現できる集団づくりに努めます。
- ・ 家庭は、子供とのふれあいや対話を大切にします。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ」と子供が安心感や信頼感で満たされるよう努めます。
- ・ 地域は、子供の規範意識や人権感覚を高める場として、地域住民が連携して、子供を温かく、時に厳しく見守ります。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見には、いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるとの観点から、学校、家庭、地域が一体となって、子供を見守る体制を整えることが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ています。深刻な事態を招かないためにも、周りの大人が常に子供に寄り添い、子供たちのわずかな変化を見逃さず、いじめを認知します。

- ・ 学校は、気軽に相談でき、いじめについても訴えやすい関係づくりに努め、子供や保護者、地域からの訴えを真摯に受け止め、直ちにいじめの有無を確認します。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施する等、積極的ないじめの認知に努めます。
- ・ 家庭は、日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努めます。
- ・ 地域は、地域で起きたいじめの事実を知ったり、いじめていた状況を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡する等、連携して対応します。

(3) いじめの早期対応

いじめを認知した場合には、深刻な事態を招かないように、学校、家庭、地域が状況に応じて連携し、速やかに組織的な体制で対応します。

いじめを受けた子供への支援、いじめた子供や周囲の子供への指導等、状況を十分に把握した上で、具体的な対応方針や支援・指導計画を立てます。「何よりも、子供の健やかな成長」を願って支援・指導します。

(4) 家庭・学校・地域の連携

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導

その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法 第9条第1項）とあるように、今まで以上に保護者や地域の力が必要となり、協力を求めていかなければなりません。

社会全体で子供を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が大切です。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設ける等、いじめの問題について、学校、家庭、地域が連携し対策を推進することが必要です。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。

（５） 学校における関係機関等との連携

いじめの問題への対応において、学校、家庭、地域の連携・協力に加え、関係機関と適切に連携します。

- ・ 日頃から、学校は警察や児童相談所等の関係機関と連絡を取り合い、情報共有体制を構築します。
- ・ 必要に応じて、医療機関等の専門機関と連携して、教育相談等を行います。
- ・ 学校以外の相談窓口として、教育相談支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者等へ周知します。

第2 本校におけるいじめの防止等のための対策

1 組織の設置（いじめ対策委員会）

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主任、学年団主任、発達支援コーディネーター、養護教諭、該当担任、（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、警察）

※定例会は主に教職員が参加し開催します。

※（ ）内の構成員は、協議内容や実態、事案に応じて参加します。

〈活動内容〉

- ・ いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取り組みの企画や実施
- ・ 取り組みの効果・成果の検証、方針や対策の見直し・改善
- ・ いじめ防止等に関する資質向上を目指した研修と広報活動の実施

〈開催〉

- ・ 学期1回を定例とする。
- ・ いじめ事案発生時は緊急開催とする。

2 いじめの未然防止

(1) 学校・学級経営の充実

- ・ 学校・学級が、子供と子供、子供と教職員との豊かなふれあいの場となり、相互の関わりを深め、信頼関係を築いていきます。
- ・ 学校全体で暴力や暴言を排除します。また「砂丘小みんなの一日」を基に、ルールや約束を守る規範意識を高めます。
- ・ 学級では、自分の思いや考えを自分の言葉で素直に語り合えるような場をつくり互いのよさを認め合う機会を持ちます。

(2) 教科・領域での積極的な生徒指導

- ・ 基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を感じることができるよう「分かる授業」を展開し、自己有用感や自尊感情を高めることに努めます。
- ・ 教育活動全体を通して、「思いやり」「生命尊重」「規則の尊重」を重点とした道徳教育の充実を図ります。
- ・ 特別活動では、子供が主体的に考え合い、協力して行う活動と体験の場を設定し、お互いが積極的に関わり合う、活気あふれる集団づくりに努めます。

(3) 家庭・地域への働きかけ

- ・ 参観会や学年だより、ホームページなどにより、学校での活動の様子を積極的に発信するとともに、学級懇談会や学校だよりなどでいじめの防止対策や対応についての啓発を行います。
- ・ 保護者に学校行事などへの参加・協力を呼び掛けるとともに、学校も地域行事へ関わっていきます。
- ・ インターネットによるいじめについて、保護者に広く啓発して、家庭での目配りを依頼します。
- ・ 学校運営協議会等を通して、地域を活動の場にしたり、地域の素材や人材を有効に活用したりします。

3 いじめの早期発見

(1) 子供の実態把握

- ・ 子供の小さな変化に気付き、その気付きや子供の情報を教師間で共有し、速やかに対応するために、「報告、連絡、相談」を徹底します。
- ・ 朝の健康観察では一人一人の顔を見て声を聞いたり、休み時間など授業以外の子供同士の関わりを観察したりして、子供の変化を見逃さないように努めます。
- ・ 保健室と連携し、日常の保健室の利用状況を把握したり、加害事故の状況や原因を調査したりすることで、早期発見の糸口としたり、再発防止に努めたりします。
- ・ いじめ発見の手立てとして、いじめアンケート（「砂っ子アンケート」 年2回）を実施します。

- ・ 連絡帳や本読みカード、予定帳などを活用して担任と保護者との連絡を密にし、家庭での様子を把握します。

(2) 相談体制の整備

- ・ 小規模校の特長を生かして、担任以外の教師が積極的に子供に声を掛け関わったり、校長室前に相談ポストを設けたりして、日頃から気軽に相談できる環境づくりに心掛けます。
- ・ 担任に限らず全職員が、保護者からの相談を広く受け付けます。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、保護者や子供の不安や悩みの相談の受け皿とします。

4 いじめの早期対応

(1) いじめの相談・訴え、いじめの疑いがあるような行為の発見・発覚

- ・ いじめの相談を受けたり、いじめの疑いがあるような行為を発見したりした場合問題を軽視することなく、早期に事実確認をして、適切に対応します。
- ・ 暴力的な行為が見られたときは、子供が遊びやふざけと言おうとも、速やかに止めます。その後、その事実と対応について、速やかに管理職に報告します。
- ・ 校内でいじめ対策委員会を緊急開催し、情報を整理し、対応の方針を決定し、子供への事情聴取と支援・指導、保護者や関係機関への対応等の役割分担をします。

(2) 事実確認→事実の確定→指導・支援

- ・ いじめの構造を「㊦いじめを受けている子 ㊧いじめをしている子 ㊨いじめを見て楽しんでいる子 ㊩いじめを傍観している子」の4層構造としてとらえ、それぞれの立場に合った事実確認をします。聴取は「㊦→㊩→㊨→㊧」の順に行います。

㊦いじめを受けている子

子供の気持ちをしっかりと聴き、いじめられたつらさや悔しさを十分に受け止めながら、事実を確認します。また、その子のよさを認め励ましたり、訴え出た勇気が再発を防ぐことを伝えたりします。

㊧いじめをしている子

相手の立場に立って考えさせる中で事実を確認し、「いじめ」や「いじめに見える行為」は許されないということを毅然として指導します。また、いじめを行った背景については受け止めていきながら、一緒に改善策を考えていきます。

㊨いじめを見て楽しんでいる子+㊩いじめを傍観している子

はじめに、当事者外からの客観的な事実をつかみます。それとともに、いじめを学級や学校全体の問題であるにとらえ、いじめを許さない強い意志を持ち、行動を起こすことの大切さを伝えます。また、教師が本気で取り組んでいる姿を示します。

- ・ 「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「どんなことを」「どのくらいの期間、どのくらいの頻度で」行ったかなど、事実を確認します。また、併せて「どんなつもりでやったのか」「どのように受け止めているか」「今後どうするか」など心情面で理解していく必要もあります。
- ・ 短時間で、正確な事実関係を把握するため、複数の教員で対応し、管理職の指示の下に、連携の仕方の確認と情報の共有を行い、組織的に対応します。

〈事実確認のための具体的な手順〉

- ① いじめを受けている子本人に、複数の教員が事情を聞きます。
- ② いじめを受けている子の友達や目撃した子供などから、個別に話を聞き、情報を集めます。
- ③ いじめをしている子に対して、複数の教員が事情を聞きます。
- ④ いじめを受けている子、いじめをしている子、周りの子供たちの話を統合し、複数の教員で、再度個別に確認します。
- ⑤ いじめを受けている子といじめをしている子、聞き取りをした複数の教員で、聞き取りをつき合わせ、時間の流れを追って事実を確認します。
- ⑥ 事実を確定し（「やった」「やらない」と水掛け論になった事実も、確認しきれない事実として確定する。）、事実に基づき、いじめをしている子に対して自省と相手への謝罪を促します。

（３）保護者への対応

- ・ いじめの訴えや発見があった直後から、当事者の子供の保護者には、きちんとした情報提供をします。事実確認の経過や学校としての指導の見通し、場合によっては関係する子供の心情を伝えます。
- ・ いじめを受けている子の保護者に対しては、対応の経過を伝えるとともに、家庭での子供の様子を聞きます。いじめの事実が明らかになった時点で、学校として子供を守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・ いじめをしている子の保護者に対しては、事実確認後、子供と保護者が共にいる場で、子供に確認しながら事実と相手の子の状況を伝え、いじめの事実の認識を図ります。また、指導の経過と子供の変容の様子、学校の願いなどを伝え、指導に対する理解を求めます。

（４）関係機関等との連携

- ・ いじめの背景に虐待等の福祉的な要因が認められる場合は、スクールソーシャルワーカーや児童相談所などとの連携を視野に入れて指導していきます。
- ・ 犯罪行為と認められるいじめがあったときは警察と連携して対処していきます。
- ・ 重大事態が発生した場合、速やかに市教育委員会に報告するとともに、関係機関への通報を行い、適切な支援を要請します。

- ・ いじめを受けた子の心のケアやいじめてしまった子の行動改善のために、スクールカウンセラーなどを活用します。

(5) 経過の観察と継続した指導

- ・ いじめ対策委員会や職員会議などで、全職員がいじめの事実を共有し、いじめの再発を、組織で対応して防ぎます。
- ・ いじめを受けた子に対しては、常に声を掛け、相談の場を設定したり、自己肯定感を回復できるよう支援したりして、事後の生活に勇気が持てるよう見届けていきます。家庭ともこまめに連絡を取り、不安を解消できるよう努めます。
- ・ いじめをしてしまった子に対しては、いじめの事実を認め反省するとともに、これからどうしていけばよいか、教師と一緒に考えていきます。また、授業など学校での活動を通して、その子のよさも認め、よい行いができるよう励ましていきます。保護者とは、今後の子供との関わり方などを一緒に考えていきます。
- ・ いじめを見て楽しんでいた子に対しては、それ自体がいじめを生んでいる雰囲気そのものであることを指摘し、いじめを傍観していた子に対しては、いじめを受けている子の立場に立ち勇気を持って行動するよう示唆していきます。そして、いじめを集団全体の問題としてとらえ、いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いをします。

第3 重大ないじめ問題への対処

1 重大事態の発生と調査

重大事態と思われる事案が発生した場合には、学校及び教育委員会は、速やかに事案の事実確認を行い、対応をします。

(1) 重大事態の意味

- ・ いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (ア) 子供が自殺を企図した場合
 - (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
 - (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - (エ) 精神性の疾患を発症した場合
- ・ いじめが原因で子供が長期の期間、学校を欠席している疑いがあるとき。
※不登校は年間30日程度の欠席が目安となります。
- ・ 子供や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 調査の趣旨及び初期対応

- ・ 事案が発生した場合には、学校は個々のケースを十分に把握した上で、直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報

告します。

- ・ 教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行います。
- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が主体となり、いじめ対策等専門家チームの助言を得ながら迅速に調査を実施し、事実関係を客観的に明らかにしていきます。

(3) 調査を行うための組織

- ・ 学校と教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかに連携して組織を設けます。
- ・ 子供の命にかかわる場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰が関わり、どのような表れであったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

(5) 調査結果の提供及び報告

- ・ 学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめに関わった子供やその保護者に対して説明します。これらの情報提供に当たっては、学校又は教育委員会は、子供のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
- ・ 調査結果について学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

(6) 相談体制の整備

- ・ いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつた子供やその保護者並びに教職員が、心身の苦痛を感じてしまうことがあるため、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。

(7) 報道の協力

- ・ 情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。
- ・ 自殺については、亡くなった児童等の尊厳の保持や連鎖（後追い）の可能性が有ること等を踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にし、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）を求めています。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

- ・ 報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要があると認めるときは、調査の結果について調査（再調査）を行います。
- ・ 再調査とは、初期調査が不十分と思われる場合、被害者側から理解が得られない場合、さらに詳細な調査が必要と思われる場合等が考えられます。
- ・ 再調査は、教育委員会が行った調査と同様に、いじめに関わった子供及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を報告します。

(2) 再調査を行う機関の設置

- ・ 再調査を実施する機関として、条例により浜松市いじめ問題再調査委員会を設置します。当該委員会の委員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者から市長が委嘱します。
- ・ 当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係がない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を保ちます。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 市長は、再調査を行った場合、その結果を議会に報告します。
- ・ 市長、教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を行います。